

国立国語研究所学術情報リポジトリ

Coincidence and clash of jitai

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-03-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 笹原, 宏之, SASAHARA, Hiroyuki メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.15084/00001963 |

字体に生じる偶然の一致

—「JIS X0208」と他文献における字体の「暗合」と「衝突」—

笹原 宏之

(国立国語研究所)

キーワード

誤字, 異体字, 多義字, 国訓, 国字

要旨

既存の漢字字体を改造したり、写し誤ったばあいや、新しい漢字を創作したつもりでも、過去に同じ字体が存在していることがある。これは、通時的に見れば伝承関係があったかのように見え、「国字」「国訓」の区別、「異体字」「誤字体」の差異や「多義字」の問題にも関連する事象である。本稿では、転記された際に字体に変化が生じた例として、筆者が究明した「JIS X 0208」に含まれる「埜」以下の10字を取り上げる。それら当時一般の漢和辞典に載っていなかった字について、「JIS X 0208」の引用元資料とは関係をもたないそれ以前の諸文献に、字体が偶然に一致する用例を探索し、偶然の一致がどの程度発生するのかを確認する。

用例を、(1) 同一音義の字が個別的な発生・変化により結果的に同じ字体となる「暗合」と、(2) 音義が異なる二つの字が個別的な発生・変化により同じ字体となる「衝突」とに分類する。10字すべてに字体上の偶然の一致は見つかり、高い割合で発生することが判明した。暗合が6字、衝突が8字、そのうち暗合、衝突ともに確認される字が4字存在した。暗合は字体の創作や変化に一定の傾向が存することを示す。衝突は、字を創作したり、誤記したばあいでも、字体の衝突は避けがたいことを反映し、多義字や国訓の一因とみられる。

※本稿においては、その目的に従い、引用資料として現代日本語文献のほか、古辞書を含む日本の古文獻、中国など外国の諸文献を加え、各時代のさまざまな位相を混在させる。なお、それらの書名はJIS内字による印刷が可能な範囲で原本の表記に従う。また、それぞれに自筆本、写本、版本、活字本、影印本などの別があり、手書き字形を用いるものと印刷字形を用いるものがあるが、本稿の目的に沿って、字形の微細な差は捨象し、「字体」を抽出することを試みて考察を行う。なお、JIS外字については、作字を避け、「□」で示し、括弧の中で「+」(横に並ぶ)、「×」(縦に並ぶ)、「-」(構成要素の削除)、「×3△に」(品のように並ぶ)、「旧」(いわゆる旧字体)などの符号・文字を用いて字体を説明する。

1. はじめに

国字といわれる日本製漢字の類の用例を採集していると、見慣れた字体が、思わぬ資料で意外な使われ方をしていることがある。そうした漢字の歴史や現状を細かく検討していくと、新たに

字が作製されたり、字体が書き誤られた場合でも、それとは全く関連のない資料に、すでに同じ字体が使われていることが少なくない、と考えざるをえなくなる。

たとえば、(A)「□(金+糸)」で「かすがい」と読ませる会意の国字が江戸時代以来見られるが、これは崩し字を介して「鯨」と楷書体で書かれることがある(『寶曆現來集』(『近世風俗見聞集』)414など)。この「鯨」という派生した字体は『康熙字典』や『大漢和辞典』などの漢字字典・漢和辞典に載っていない低頻度のものであるが、「俟」から派生した「俟」のような例もあり、国字(和字)とされる(三矢(1932)408など)。

「鯨」という字体は、それとはまったく異なる用法で他の文献に現れる。まず、(B)『今昔物語集』巻6第26話には「鯨鈴」という人名として現れる(笹原(1993))。これには、「詮」「銓」と作る異本もある点から¹⁾、この「鯨」は正しい字体ではないようであり、時代的にみても少なくとも「かすがい」とは無関係であろう。人名の漢字には、金偏を付けるケースが少なくなかったようであるが、(C)現在、「鯨一」(きょういち)という人が実在する(『読売新聞』夕刊(1988.8.19)など)。これは人名という点では「鯨鈴」と同じだが、個人性、一回性の高い用例といえよう。また、漢字を集めた古辞書にも見られる。(D)観智院本『類聚名義抄』(風間書房・天理善本叢書影印)僧上136、鎮国守国神社本同(勉誠社影印)下1-45才、天文本『字鏡鈔』(『古辞書大系』影印)5-963・6-1099、寛元本『字鏡集』(同)5-725(白川本16-761・18-925)には「鯨(旁は京)」,稀観典籍蒐集会影印本同1605・1913には「鯨」が、「京」の異体字として掲載されている。時代が下って(E)『法華三大部難字記』(隆文館影印)65には、「鯨(旁は京)」に「コエ」とあるが、これも系統が異なるものであろう。さらに、日本だけでなく、国字説に反して中国にも存在している。(F)字義は不明ながら「亮」(りょう)という音で遼代の高麗本『龍龕手鏡』(中華書局影印)1-9ウなどの字書に載っている。(G)清代の毛奇齡『蠻司合志』では、その字体が打楽器の名として使用されている(『漢語大字典』4223など)。また、ベトナムの字喃では、(H) keng という金属の当たる擬声語を表すほか、(I) 輪状の金属を意味する kie (上に ^ `) ng という固有語に当てる(『BANG TRA CHU NOM』(1976)273、竹内与之助『字喃字典』(1988)239・260)。

この(A)~(I)の9種の「鯨」は、字体はほぼ共通であるが、それぞれに時代的な隔たり、地域的な距離、位相的な差、音訓・用法のずれなどがあり、互いの関連を認めがたいようである。転用や解釈の違いという可能性のあるものを含むが、ほとんどが個別に作製されたものと推測される。

使用範囲を現代の日本に限定しても、互いに関係のない人々や資料の間で、字体上の偶然の一致は発生している。たとえば、人々が「専」という字を「博」など他の字から類推ないし混淆をして「□(博+十)」と誤記したり、「廢」を字義から連想して「やまいだれ」で誤って書くというような「共通誤字」がある。後者は、「廢」がかつて「癢」という別字と通用したという文字史上の事実をふまえたものではなく、また『大漢和辞典』に「癢」を「拡張新字体」のようにした字体が載っていることを知っているわけでもない。また、「禁止」を「□(林×止)止」,「衝動」を「□(彳+動)動」のように、文字列中の他の字体の牽引を受けて、臨時的に同化して書く誤りもくりかえし起こる。これらは、行為者間に、伝承関係はほとんどなく、多くは散発的に発生する

ものである。以下、このように字体が偶然に一致する現象について検討していく。

2. 一致の種類

「鯨」や「口(博一十)」などに起こったような伝承関係のない字体上的一致は、特殊なケースというわけではない。漢字は、漢字辞典に載っているだけでも8万5千字体(『中華字海』(1994))は存在し、ほかにも未掲載の中国の古字、地域文字(方言文字)などの漢字や、漢字系文字すなわち日本の国字、朝鮮(韓国)の国字、字喃、壮字、苗字などがある。またそれらの異体字や誤字体が無数に書かれており、さらにそれらには字形レベルの差異も発生している。

その一方で、漢字は、基本的な点画の種類が有限であり、その組み合わせ方も自ずと一定の範囲に収まっているため、その範囲において、字体上の偶然的一致はしばしば起こりうる。したがって、現在、造字という行為をしたり、誤字体を書いたとしても、その字体はすでに過去の文字資料に存在していたという可能性がある。

漢和辞典には、多義字が掲載されているが、中には、意味が転化・派生したとは思われぬほど、さまざまな意味を有する字がある。これにも、中国の漢字では、「エツ・よろこぶ」(後の「悦」と「セツ・とく」の音義をもつ「説」(河野(1994)94)や、日本の国字では、「かば」と「もみじ」という訓義を有する「椈」のように、来源から見れば字体が偶然に一致したものとみられるケースがある。

本稿においては、一般的な漢和辞典にも掲載されておらず、臨時的に発生した字体であることが確かである例を取り上げることにより、字体上の偶然的一致はどの程度起こるものなのか、またそれにはどのようなタイプが多いのか、またなぜ発生するのかについて、考察を行っていく。

まず、一致のタイプとして、aで変化前の字体、bで変化前のaとは異なる字体、 α でそれらの変化後の字体と作製後の字体、0で字体の作製、=で音義が同じことを示すと、次のように大きく分けて2種類、細分化すれば6通りが考えられる。

| | 甲者 | 乙者 |
|------------------------------|--|----|
| (ア) 個別的な字体変化・造字による同一字間の字体の一致 | $a \rightarrow \alpha = \alpha \rightarrow a$ | |
| | $a \rightarrow \alpha = \alpha \rightarrow 0$ | |
| | $0 \rightarrow \alpha = \alpha \rightarrow 0$ | |
| (イ) 個別的な字体変化・造字による別字間の字体の一致 | $a \rightarrow \alpha \neq \alpha \rightarrow 0$ | |
| | $a \rightarrow \alpha \neq \alpha \rightarrow b$ | |
| | $0 \rightarrow \alpha \neq \alpha \rightarrow 0$ | |

(以下、矢印は略す)

(ア)は、先の「口(博一十)」のように、 $a\alpha = \alpha a$ 型の個別に発生する同一の現象が典型的であり、同一の字に見られるものである。「口(林×止)止」「澆瀨」のような字体の同化現象を含むものであり、誤字の発生や異体字としての定着の一つの傾向を示すと思われる。また、人々がそれぞれ「常用漢字表」の「表外字」を同じように「拡張新字体」に変えて書く現象をも含む。本稿

では、これを「同字暗合」、省略して「暗合」と呼ぶ。

ある字が、1つの用法で普通名詞にも固有名詞にも使われていたとする。たとえば、先の「鯨」は「JIS 漢字」（「JIS X0208」掲載漢字）に入っているが、JIS 漢字を選定した時の資料では、「小鯨」（こがすがい）という地名でしか出現していなかった（笹原(1996)）²。しかし、その字を「かすがい」という普通名詞として使用することには何の問題もなからう。また、「塙」という、JIS 漢字選定時の資料では、「まま」と読む大字地名にしか出現していなかった字を、「まま」と読む小字地名・姓・普通名詞として使用することも、転用であり、暗合とはいいがたい。同様に、「喙」（けさ）も地名として JIS 漢字に入ったが、「けさ」という人名に用いた例は、暗合とはいいがたい。JIS 漢字は、そうしたものもカバーできるように作られていると解釈され、これらの例は来源や音義からみて暗合ではない。

なお、「塙」は、静岡県の大宇から JIS 漢字に採用されたものであるが、それとは無関係の資料には群馬県の小字に同義の「まま」に当てた例がある（『角川日本地名大辞典』群馬県(1988)所収「小字一覧」（以下同）など）。また、「𠩺（米+丸）」という字は、会意かあるいは「𠩺（米+團）」という漢字を改造した地域的な国字であるが、千葉県と山梨県で「だご」「だんど」と読む地名に見られる（『角川日本地名大辞典』千葉県(1984)・山梨県(1984)）。これらは、歴史的に見ても、地域的に見ても、個別的な発生による一致だと思われる。このように、造字法・字体・音訓義・用法が完全に一致する $0\alpha = \alpha 0$ 型や $a\alpha = \alpha 0$ 型の暗合も想定しうるが、多くのばあいは暗合か伝承関係があったのかという証明は困難である³。

（イ）は、来源も音義も異なるのに、字体がたまたま一致したものであり、同形異字とよばれるものを含む。本稿では、これを「別字衝突」、省略して「衝突」と呼ぶ。これには1字体で互いに無関係の音訓義や用法を有する多訓字、多義字も含まれる。たとえば、日本で「樺」は、「華」と「花」との通用により「椈」と改造されたが、これは、これと別個に、「木」に「花」が咲いたように紅葉する「もみじ」を表すために会意文字として作られた「椈」と、結果的に字体が一致したものであり、 $a\alpha \neq \alpha 0$ 型である。

広く国際的に見ても、たとえば「わかさぎ」を表すために日本で会意・形声文字のようにして作られた「𠩺（魚+若）」は、ベトナムでイルカ（nu'o（下に・）'c）を表すために作られた形声文字と字体が一致する。これは、 $0\alpha \neq \alpha 0$ 型である。「𠩺」は、JIS 漢字の引用元にあったのは、「たお」「たわ」を表すために日本の中国地方で象形文字を傍に据えた地名用字であるが、それとは別に、中国の古辞書において別起源をもつ「蓋」の異体字として存する。このケースも、 $0\alpha \neq \alpha 0$ 型の衝突とみなされる。

同様の例は、先に「鯨」で見たように、日本の中だけでも発生している。「𠩺」は、JIS 漢字の引用元では東北地方の「ほろ」と読む地名であったが、ほかに、普通名詞で「ほろ」と読む古書がある（『世俗字類抄』（古辞書叢刊影印）、『小笠原流弓馬諸禮傳書』（早稲田大学図書館蔵写本）など）。これには伝承関係があった可能性があるが、さらに「いや」「やん」などと読む姓が九州にある（丹羽基二『姓氏の語源』（1981）548、エツコ・オパタ・ライマン『日本人の作った漢字』（1990）163など）。「いや」「やん」が、転用ではなく地方で散発的に発生したものであれば、衝突とならう。ほかにも、

地名用字「埗」などに同様の用例がある。

衝突の極端な例では、「咄」のように、『原本国土』（原本『国土行政区画総覧』。以下同）では、北海道、山口県、佐賀県の3箇所です。「咄別」（いかんべつ）「咄喰」（うばくら）「咄分」（おとなぶん）とそれぞれ訓義が異なる字もある⁴。北海道と佐賀県の例は互いに異なる発想に基づく会意による字体、山口県の例は「姥」が後ろの「喰」の口偏から影響を受けたいわば置換型逆行同化字体と、各々が別個の来源と字訓をもち、さらに『大漢和辞典』には「こえ」という別義で載っている。いわゆる多義字の訓や国訓、「地域訓」（地方訓、笹原(1990),(1991)）には、転用や当て読みなどのほかに、このようなものがある可能性を有することになる。字体を作製したり、変化させる者にとって、作製・変化後の字体が未知の字体であり、それが既存の字体と一致するケースは、暗合ないし衝突である。それに対して、既知の字体と一致するケースは、敷き写しのような直接の伝承関係がなくても、既存の字体であると意識していることが多く、これは国訓などの音訓用法の追加・転化と考えられる。

また、それぞれ独自の変化を経て、同じ字体をとる $a\alpha \neq \alpha a$ 型は、異体字や誤字体にみられる。たとえば、「靱」も「靱」も「靱」と書かれ、「世」も「卅」も「卅」と書かれてきた。しかし、「王」（オウ）と字体が酷似した「ギョク」「たま」を表す字には、区別のために「へ」を加えて「玉」となった例のように、類形ないし同形の2つの字がともに使用頻度が高いばあい、衝突を回避するために字体の差別化を行うことがあり、字体変化の一因としても重視すべき現象である。

3. 考察の方法

考察の対象として、JIS 漢字の同定作業において、筆者が原典に出現しないことを確認した字を取り上げる。つまり、1978 JIS（JIS 漢字の初版）を作成するための漢字選定作業において変化ないし派生したことが明らかとなった字体であり、前章に掲げたタイプにあてはめれば甲者の「 $a \rightarrow \alpha$ 」に該当する。これは、原案委員会における JIS 漢字選定のための資料『対応分析結果』（1974）（以下『対応』）に、『国土』からと明記されているものの、『原本国土』には存在していなかった「堊」「岈」「鼻」「捩」「榧」「榧」「榧」「榧」「榧」という10字である。それらに対する暗合用例・衝突用例を探索し、検討することにより、字体の偶然の一致という現象について一端を明らかにする。

JIS 漢字における疑問字とされてきたものは、誤字体を含む地名用字と漢字・国字が多かったことは笹原（1996）で明らかにしたとおりである。そのほかに、姓名用字・異体字・出自不明字が含まれていたことは稿を改めて説くが（笹原(1997)）、本稿に示すように、誤写により生じた「幽霊文字」が少なからず混入していたことも明らかになった⁵。幽霊文字は、一般の漢字使用からみれば JIS 漢字表の「位相文字」といえ、互換性の面から削除や別字との交替はできないが、辞書で新たな「幽霊音訓」を付与されたり、「岈」「衤」「衤」などが他の字の誤植として刊行物に現れるなど、悪影響が生じており、この事実は、周知すべきことであると考えられる。今後、こうした作業においては、引用元と採用意図とを作業段階で明記して残しておき、検証を待つ態度が求められる。

以下では、個々の字に対して、まず、〈JIS 漢字発生経緯〉として、『対応』での状況を示してか

ら、字体変化を経て、JIS 漢字に採用されるに至った経緯を明らかにし、記述する。次に、JIS 漢字選定資料とは無関係の資料から採集した、小字・通称などの微細地名、姓名、それ以外の各種文献上の用例を挙げる。ただし、JIS 漢字公表後の例は、暗合・衝突ではなく JIS 漢字による影響である可能性があるため一部を示すに止め、検索用に仮設された音や、傍訓などの単純誤植とみられるものは省く。また、中国の俗字、新字などの漢字、朝鮮（韓国）の俗字、新字など朝鮮（韓国）国字、ベトナムの字喃などにもあれば、参考までに記す。JIS 漢字に、『原本国土』などの原典資料に掲載されていない固有名詞用字や、古書にのみ載っていた字、外国字などが混入した可能性はほとんどなく、疑問字とそれらの用例との間には関連はないといえる。それらをふまえて、用例について、〈暗合〉〈衝突〉というタイプを判断し、分類する。

4. 『国土』出自とされながら存在しなかった字体と他文献収録字体との一致

『対応』に『国土』にあるとされていたが、筆者の調査により原本に存在しなかったことが明らかとなった10字について見ていく。

それらの字が存在する理由について解釈すると、まず、資料の散逸が考えられる。『対応』に引かれた『国土』（以下、『対応国土』）は、毎月加除されていたにもかかわらず「1972年度」発行（『情報交換のための漢字符号の標準化に関する調査研究報告書』（1974）（以下『報告書』）2）で、「4006頁」あった（同3）としか記されていない。しかし、1972年5月15日に日本に返還され、7月号から新たに加わった沖縄県の地名用字「稭」「岨」「浜」などが入っていることから、沖縄県のみを後から補ったものでないとするれば、それ以降を指すと考えられる。筆者が約4万ページの除去号から復元した『原本国土』は、1972年11月現在号（内容は10月現在）であり、そこに出現しなかった字も、この資料が現存しない数カ月間に訂正・削除された可能性が残る。

しかし、『国土』とほぼ同一の内容を有する人文社『日本分県地図地名総覧』（1971）によって照合したところ、「贈」と「掄」を除いて、1972年11月以前に掲載されていた可能性はほとんどない。ただし、『日本分県地図地名総覧』には、まれに誤植があり、「拡張新字体」を採用するほか、「他」として小地名の記載を省略している箇所もあるために、他の資料、たとえば国土地理協会「全国町・字ファイル」（1995.8）や『角川日本地名大辞典』全50巻所収「小字名一覧」など、地名関係の書籍・資料を調べた結果、用例があればそれを示す。その結果、以下の字のうち「鼎」「撈」「橈」を除いたすべてに、『原本国土』にない小地名の用例が見つかるが、いずれも暗合・衝突、ないし JIS 漢字の影響による誤入力・誤植とみられる。さらに他資料により暗合用例・衝突用例を探すと、すべての字体に対して先行する典拠が与えられた。

ただし、これらと字体が類似し、かつ JIS 漢字に入るはずであったが入らなかった外字があることから、当時の作業は手書きが中心であったため、原典の字体を写し誤るというケースがあった可能性が高い（これについては、別稿をなす）。『原本国土』が、「国土行政区画総覧使用漢字」という資料（現存せず）に転記され、それがさらに『対応』に転記されており、字体変化が発生しかねない状況にあったようである。転記による字体変化は、『対応』だけでなく作業の各段階で発生しており、気付かれて削除されたものもあった。そのうえ、数カ月の間に、これらの珍しい字が揃っ

て消えたとは考えがたく、変化を経た字体であった可能性が高いため、本稿でもそのように扱う。

以下は、1978 JIS で異体字参照符号が付されておらず、同定されていなかった字である。「𣎵」は、前稿に触れたが、厳密にいうとこの字体そのものは『原本国土』にないので、ここにも扱う。

A. 暗合用例のみが存在する字

【𣎵】〈JIS漢字発生経緯〉『対応』：『国土』2（示された頻度数(資料での誤記を含む)）

1978 JIS から「𣎵」という字体であった。「□(木+國)」は『大漢和辞典』にある字体であるが、『対応』にも「𣎵」しかない。「𣎵」は、『国土』だけにあったとされる字であり、頻度は2回とあるが、「𣎵」は『原本国土』には載っておらず、代わりに「□(木+國)」が、1985.02(当該用紙が除去された年・月) 0371ノ4に「茨城県久慈郡大子町高柴通称□(木+國)内(くぬぎうち)□(木+國)本(くぬぎもと)」と2回現れる。

この字源は、「くぬ(に)ぎ」を「國木」と当て字したものが、合字化したもので、国訓、あるいは特定の地方でのみ用いられる地域訓であろう。「□(木+國)」は、『国土』にはないものの、後述の「埜」のケースと異なり、複数の地域の小地名にある。

これは、『原本国土』から転記された際に、「□(木+國)」から「𣎵」へと「拡張新字体」に変化したもの、と考えられる。この変化の原因として、無意識の誤写、それらしく書いておけばいいという意識による意図的な略記、新字体ないし「拡張新字体」の方がよいという考えによる積極的な改造、の三様に推測される。

〈暗合〉『角川日本地名大辞典』茨城県(1983)には、大子町とその近辺に「□(木+國)」を「くぬぎ」「くぬき」「くに」と読ませる地名が多いが、「𣎵」の字体はない。『新日本地名索引』に、国土地理院の「二万五千分一地形図」で茨城県の様子に、「□(木+國)立目(くぬぎため 大子1978)、大子町に「𣎵内(くぬぎうち 袋田1977)」という地名があるというが、実物では、「□(木+國)」と「□(𣎵の玉は王)」である。『五万分一地形図』(1973)では、両方とも「□(木+國)」であるが、「大子町管内地図」(1977)⁶に「𣎵内(くぬぎうち)」と書かれていたという。最後の例は、 $a\alpha = \alpha a$ 型である。

「全国町・字ファイル」にある「徳島県鳴門市大麻町大谷字𣎵原(くにぎはら)は、ほかに『角川日本地名大辞典』徳島県(1986)にも傍訓はないが載っている。また地元の役所の資料では、「□(木+國)」のほかに、1978 JIS 以前から「𣎵」の字体が使用された例があった⁷。この地名を入力する際には、この字体がかえって使えるという結果になる。名字では、『日本姓氏大辞典』(1985)766に、「□(木+國)原」という姓が、「くにはら」という読みで載っているが(「つかはら」ともあるが、これは「𣎵原」からか)、これもNTT『ハローページ』によると鳴門市などでは「𣎵」に作るものが多い。これらも $a\alpha = \alpha a$ 型であろう。

このように、字に含まれる「國」のような部分字体を、単字の「國」が「国」に変わったというような他の新字体から類推して略字化することは、人々に共通して見られる行為のようであり、これらの例も、結果として同一の字体をとったものと考えられる。

【𣎵】〈JIS漢字発生経緯〉『対応』：『国土』1

原本には、「閨」(中は壬または王)(頻度7)は現れる。1972.11 0511ノ21に「埼玉県南埼玉郡蓮田町閨(中は壬)戸(うるいど)通称下閨(中は壬)戸(しもうるいど)中閨(中は壬)戸(なかうるいど)上閨(中は壬)戸(かみうるいど)」, 1973.08 2115ノ6に「愛媛県伊予郡双海町大久保通称閨(中は壬)住(うるすみ)」, 1980.09 1052に「長野県大町市社字閨(中は壬)田(うるうだ)」, 1988.04 1731ノ6に「兵庫県宍粟郡一宮町閨(中は壬)賀(うるか)」がある。この中の「閨(中は壬)」を転記する際に、誤認ないし類推などを経て変化・派生したものであろう。

〈暗合〉中国では、宋代の韻書である澤存堂本『廣韻』(藝文印書館・北京市中国書店影印)去声29オ(鉅宋本・「古逸叢書」本では「閨」⁸⁾、遼代の仏教系字書『龍龕手鏡』1-32ウ、『漢語大字典』4291(唐詩、『正字通』などを引用)、『書道大字典』2338(崩し字)などにある。このほか、日本の古字書では、大東急記念文庫蔵弘治二年写本『和玉篇』(「増補古辞書叢刊」影印)に「閨(門構えは異体字)シユン」とある。

姓では、NTT『ハローページ』熱海市(1990など)に「閨間」があるが、照会によると、戸籍では「閨(中は壬)間」で「うるま」と読むという。人名では、『読売新聞』夕刊(1988.9.30)に「金東閨」が、日外アソシエーツ『日本著者名人名典拠録』(1989)索引315に「閨(じゅん)」が載るが、いずれも1978 JIS より後の用例である。

地名では、『角川日本地名大辞典』岡山県(1989)に鏡野町原「閨免」が載るが、役場によると「閨(中は壬)免(うるうめん)」であるという。

以上には、JIS 漢字の影響による誤植も含まれるようだが、中国の『正韻字體辨微』27ウ、『増廣字學舉隅』(天一出版社影印)2-38ウや、日本の元禄本『正俗字例』(「異体字研究資料集成」影印)5ウ、『正楷録』(同)中23オにある、「閨(中は壬)」に点を加えて「閨」とする異体字と暗合する(類例にJIS 漢字「筐」もあることは、別稿に記す)。これらは $a\alpha = \alpha a$ 型である。

B. 衝突用例のみが存在する字

【埜】〈JIS漢字発生経緯〉『対応』:『国土』1(右下は5画)(コウ オカ)

この字も地名から採用されたものであったことは、従来知られていなかった。『原本国土』1976.05 2382では、「大分県臼杵市武山通称埜(右下は正)内(ひさぎうち)」とあり、「正」の部分を5画に作っていた。『日本分県地図地名総覧』3でも同じ。これは、「ひさぎ」という訓からみて、「類形異字」、つまり字体は似ているが音義用法が異なる字である「提」の誤りと思われる。各種の辞典にも「提(ひさ)ぐ」という表記があり、1984年10月にこの地名は「提内(ひさげうち)」と変わっている。地元の役所でも、「埜」に作ることもあったが現在は「提」であるという(土地台帳には出てこないという)。「是」の下の部分を「正」のようにしたのは、「是」の古字の「口(日×正)」によるか、篆書体によったものであろう。なお、読みも変化しているが、これは大分県の方言に「eu>ju:」という音韻変化の傾向があること(松田・日高(1996)20)と関連すると思われる。

JIS 漢字の規格票では、1978 JIS 以来、「埜」の右下の「正」の最後の2画が「ㄥ」のようにつながった4画で印字されており、今回の改正でも4画と数えられている。しかし、表の前後の字「埜」「塹」から考えると、5画の字体を意図していたようである。実際に『対応』の段階では、『原本

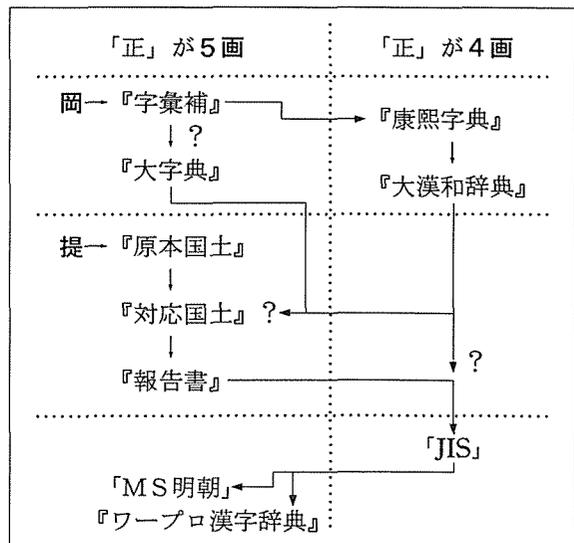
国土』のとおり「正」の部分を5画で書き、5画と数えていた。さらに、『報告書』(1976)の手書き字体でも5画である(活字体は不鮮明につき不明)。したがって、「正」の部分が5画から4画に変わった原因は、印刷に際して『大漢和辞典』の字体と同様の写真植字字体を用いたことにあると考えられる⁹。

〈衝突〉『大漢和辞典』には、「堦」の「正」の部分を4画で書き、4画と数えている字があるが、「岡」の異体字などと注記がある。その引用元とみられる『康熙字典』も「堦」の「正」の部分を4画で書き、4画と数えている。「岡」を「口(あみがしら×正)」のように書く例は多く、また、「口(土+岡)」も「岡」の異体字とされている。

しかし、さらに『康熙字典』の引用元にまで遡っていくと、『字彙補』(康熙五年版上海辞書出版社影印・『和刻本辞書字典集成』影印)という字書では「正」の部分は、字体も所属も5画であった。これは、『原本国土』の字体と衝突する。むしろ5画に作る方が伝統的であったようで、唐代の「霍夫人墓誌」(『別體字類』(『異体字研究資料集成』影印)下16ウ)以来、『龍龕手鏡』(四部叢刊統編本中華書局影印)2-22ウ、澤存堂本『廣韻』(藝文印書館影印)下平25ウ(「正」を「止」とする校勘記がある)のほか、日本でも寛元本『字鏡集』1-76(白川本2-64では「正」を「止」に作る)、『大字典』(1917 1977 16刷)なども5画で書いている。これらは、 $a \neq b$ 型になる。

また、『康熙字典』では、「岡」の異体字も「口(あみがしら×正)」に作っており、それを旁(部分字体)とするこの字の「正」を手書き字形のように4画に作るのは、不統一である。毛筆では、「堦」の「正」を4画に書いた例もある点からみて(天文本『字鏡鈔』1-81)、手書き原稿の段階で生じた字体であったと推測される。

なお、メーカー実装フォントや辞典には「正」の部分を5画に作るものがあるが、これは他の字の部分字体からの類推によるものであろう。字体は、往々にして変容するものだが、4画の字体と5画の字体との間に見られる揺れは、筆写による略字体化と正字体化の両方向の具現化といえよう。



【鼻】〈JIS 漢字発生経緯〉『対応』:『国土』1

「鼻」は頻度1とされるが、『原本国土』に現れないので、何かの字体が変化を経たものとみられる。「臯」は、『原本国土』1982.05 0449ノ2に「臯」という小学校名に用いられているにもかかわらず、頻度0となっており、この字を誤認のうえ誤写したものという可能性がある。また、「臯」も1987.03 1067ノ6に「陽臯(ひさわ)」(郵便局名も)、1987.05 1113に「臯ヶ丘(さつきがおか)」と、原本に2回現れるが、『対応』での頻度は1であり、この字から変化・派生したものという可能性もある¹⁰。なお、この字の部首は、『対応』の臼部から、1978 JISで日部に移ったが、字義によ

るものではなからう。

〈衝突〉江戸期に刊行された字書『法華三大部難字記』234・241には、「𠃉（目+目×中央に一×且）
鼻也 義鎮反」と「𠃉（目+目×中央に一×申縦線は右に折れて上にはねる）シツ ツミヤム 鼻也」
のように、楷書体の用例がある（芦田芳孝氏御教示）。前者の見出し字は前引『龍龕手鏡』、朝鮮本
系『龍龕手鑑』（「異体字研究資料集成」影印）にあるものの、注記は「俗香𠃉（革+斤）反（切）」と
あるのみだが、後者の見出し字には、澤存堂本『玉篇』（北京市中国書店影印）に「雖一切 罪止也」
とあり、「罪」の異体字ないし誤字体であることが分かる。このほか、日本では、『高山寺古訓点
資料』1（1980）凡例に楷書体の「罪」があるが、その影印の清原本『論語』巻7では、「罪」のよ
うに見える2例があるものの続け字である。同第7冊に影印されている『明恵上人夢記』第10篇、
正元本『光言句義釋聽集記』巻下や、宋代の米元章「英光堂帖」（『宋四家書法字典』¹⁴）、『延喜式』（『東
京国立博物館蔵延喜式祝詞総索引』影印）32¹²、近衛本『和漢朗詠集』（『和様字典』）、近世文書（『古文
書判読字典』『新編古文書解読字典』）などにも、「罪」と見まがうような「罪」の崩し字が見られる。
「あみがしら」と「日」または「日」との交替は「置」などにも起こった（『和様字典』など）。これ
らは、 $a\alpha \neq \alpha b$ 型である。

江戸期の『和漢草字弁』（『日本書論集成』影印）83には、「鼎」に「和作鼻誤」という用例が崩し
字ながら存在する。これも、 $a\alpha \neq \alpha b$ 型に準じる。

誤字には、先に述べたように、互いに無関係である人々の間で、個別に同じ字体や類似の字体
が発生することがあり、その頻繁なものは「共通誤字」などとよばれることがある。この現象を
応用して、他の類似字体、同一字体の用例の存在から、JIS漢字の字体も誤字体であると類推しう
るものもあろう。参考までに記すと、吉田章宏ら「漢字の教授＝学習」（『東京大学教育学部紀要』
14 1974）232には中学1年生の「是」の誤字体に「罪」がある。熟語「是非」からの混淆または同
化形であろう。「是」は『対応国土』に存するが、頻度は欠く。また、高校生の試験答案（1993）
に「罪」が「犀」の誤字体として出現した。「犀」は『原本国土』にある（頻度数は7とされる）も
の、答案での例は「室生犀星」という文字列において「星」により逆行同化して発生した字体
とみられ、互いに関連はなからう。これらも、 $a\alpha \neq \alpha b$ 型である。

なお、「ヒ 国字 眠っている声や音」という記載がなされた辞書もあるが（荒川幸式『ワープロ・
パソコン漢字辞典』（1995）938）、その根拠は記されていない。「𠃉（日+非）」は、『大漢和辞典』
にあるが別義である。

【榿】〈JIS漢字発生経緯〉『対応』：『国土』1（ロウ）

「榿」（頻度2）の転記により変化・派生した字体であると考えられる。1976.03 1201に「愛知県
名古屋市東区東榿木町（ひがししゅもくちょう）」が、同1202に「愛知県名古屋市東区榿木町（しゅ
もくちょう）」がある。

〈衝突〉中国の『宋元以來俗字譜』（1930）31所引『太平樂府』（元代）に「𠃉（木+龍）」の俗字と
してある。これは、部分字体を、「龍」と「竜」との関係に倣って略字体化したものである。 $a\alpha \neq$
 αb 型に属する。

【榿】〈JIS漢字発生経緯〉『対応』：『国土』1

『原本国土』1973.08 0129ノ14にある「青森県下北郡大畑町大畑通称松(まつ)ノ木(き)ノ内(うち) □(木+品)(しな)ノ木川原(きかわら)」の「□(木+品)」を転記した際に生じた字体であると推測される。「□(木+品)」が『対応』になく、外字となったこともこの推測の根拠となる。〈衝突〉地名では、駿河古文書会『静岡市の大字・古字名集成』(1977)と、それに基づく『角川日本地名大辞典』静岡県(1982)に「石榎(いしだる)」という例がある。これは「榎」の誤字体であろうが、旁が榎の象形である可能性もあろう。これは $a\alpha \neq \alpha b$ 型。

地名以外では、『法華三大部難字記』49に「□(木+日×月)タフ 二日榎也 シテ サハク ナカキ」がある。注記からは用法が判然としないが、「二日榎也」とは、「榎」という字体を示し、それとの区別を示そうとしたものか。「□(木+冒)」という漢字はあるが、これとは音義が異なっている。同一の訓義を有し、かつ字体の似た字としては、「しで」に「□(木+多)」、「さわぐ」に「猖」があり、それらとの混同も起こっている可能性が考えられる。

また、菅原義三・飛田良文『国字の字典』(1990)45には、「榎」に「まさ」という読みがある。古俳諧『懐子』の「榎木にやまたく心を萩大名 玖也」を引くようだが、「近世文学資料類従」影印5-28オでは読み仮名がない。これは、『国字の字典』によれば、 $a\alpha \neq \alpha 0$ 型となる。

C. 暗合用例と衝突用例がともに存在する字

【崐】〈JIS 漢字発生経緯〉『対応』:『国土』1

『原本国土』の「□(山×女)」の印刷面で作字の跡に生じた影を「一」と誤認したことにより生じた字体であったが(笹原(1996),(1997)), たまたま古書に訓義が異なる同一の字体が存在していた例である。『日本分県地図地名総覧』3は「安原」と誤植していることから、以前から合字であったことがわかる。

〈暗合〉地名の「□(山×女)」は、『温故知新書』(「中世古辞書四種研究並びに総合索引」影印)13(大原望氏御教示)や『頓要集』(同)9の「□(山×女)」(アケヒ、『古名録』巻12所引『参寄集』の「□(山×女)」と同じく「山女(あけび)」の合字であるが、それらに伝承関係があったのか個別に発生したのかは不明である。後者であれば $a\alpha = \alpha a$ 型となる。

複数の道路地図(1995など)に「□(山×女)」の代わりに、JIS 漢字の影響であろうが、たまたま「崐」を用いたものがある¹⁾。この結果、両字体とも「あけび(ん)」を表す例があることになる。〈衝突〉観智院本『類聚名義抄』(風間書房・天理善本叢書影印)法上121が「□(山×女)」を「アサムク」、天文本『字鏡鈔』1-81などが「崐」を「シ アサムク 之」などとしており(大原望氏御教示)、古字書によれば、両字体とも「□(山×一×女)」という「□(女+崐)」の異体字と衝突する。ともに $a\alpha \neq \alpha b$ 型である。

| | あけび(ん) | シ・あざむく |
|------------|--------|--------|
| 「□(山×女)」 | ◎ | ○ |
| 「崐」 | ○ | ○ |
| 「□(山×一×女)」 | × | ◎ |

なお、以上の各用例によれば、いずれの字体でも2つの訓義をほぼ表せることになる(◎は本来の音義)。

【栩】〈JIS 漢字発生経緯〉『対応』：『国土』1

従来、知られていなかったが、この字も地名から採用したとされている¹⁴。これは、『原本国土』1974.07 0209「秋田県能代市常盤榎木岱（とちのきだい）」などの「栩」（『対応』頻度8）を転記した際に変化・派生したもののようである。木偏と手偏との交替は、他にも起こっている（1985.02 0369ノ5に「抽ケ台（ゆがたい）」の「抽」が「柚」と訂正されている）。「鷹」の異体字から生じた「軀」（笹原(1996)）と同様に、単に転訛した誤字体とみられるものは、異体字とはいいがたい。

〈暗合〉『書道大字典』（1974）1134に「栩」の「栩」とも解しうる中国での崩し字がある。また、佐藤一郎・浅野通有『漢字に強くなる本』（1978）541には「栩木」（とちぎ）「栩野」（くぬぎの）があるが、10画に入っており、画数と読みからみてこれらは「栩」の誤植とみられる。また、『角川日本地名大辞典』福井県（1989）には、「栩谷」という地名があるが、役所によれば「栩谷」（とちだに・とったに）である。これはJIS漢字の影響による誤植という可能性があるが、少なくとも姓の例は $a\alpha = \alpha a$ 型である。

〈衝突〉古辞書の『伊呂波字類抄』（「日本古典全集」影印）1-17オの「イタル」に「□（禾+壯）□（羽+土）（栩）」とある。前田本『色葉字類抄』上10ウ（黒川本上8ウ）や大東急文庫蔵『伊呂波字類抄』（雄松堂出版影印）1-49には、「イタル」に漢字「□（羽+工）」がある。この漢字には「至」という意味があることから、この構成要素が転倒し、さらに転訛した誤字体と考えられ、 $a\alpha \neq \alpha b$ 型といえよう。

中国には、姓に用いる形声文字としての例があるようで、『姓氏詞典』（1991）464に『太平圖話姓氏綜』から「栩」（yu3）を引き、『中華字海』にも「音羽」「姓」とある。これは「栩」とは音も異なり、 $a\alpha \neq \alpha 0$ 型とみられる。

【榜】〈JIS 漢字発生経緯〉『対応』：『国土』1

『対応国土』に頻度1とある「榜」は、『原本国土』には出現しないが、それに対して『対応』に「国会図書館収容漢字表」しか出所が挙げられていなかった、『対応国土』で頻度0の「□（木+勝）」は、『原本国土』に出現した。つまり、1974.03 0427ノ5「群馬県前橋市□（木+勝旧字体）島町（ぬでじままち）」の「□（木+勝旧字体）」を『対応』までの段階で写し間違えたため、大字地名が書けなくなったものと推測される。同じく「□（木+勝旧）」から変化したとみられる「□（木+藤-サ）」も、『対応国土』では頻度1であったが、『原本国土』に現れないものであり、『報告書』（1976）で削除されている。これに類似するケースとして、『原本国土』の「□（竹×卷）」（頻度1）のばあいは、『対応国土』で「□（竹×大×己）」（同）と字体が変わったため、削除された。「榜」も、同様に削除されるはずの字体であったといえよう。なお、「□（木+勝旧）」は「JIS X0212」（補助漢字）（1990）に採用された。

〈暗合〉姓に、「榜（ハハソ）島」（ぬでしま）があったという文献があるが（阿川清道「改氏・改名の手続と実例」18（『時の法令』322 1959））、他の文献には「□（木+勝旧）」しかないところから、JIS漢字の発生経緯と同様に中央の要素「月」が脱落した誤植と考えられる。 $a\alpha = \alpha a$ 型であろう。

〈衝突〉中国では、玄應『一切経音義』（新文豊出版影印同治八年版）15-4オに「作□（木+卷己の部分）は己」（以下は割注）去權反鄭元注禮云屈木爲之謂之□（木+卷己は己の右）律文作榜非體也」とあ

る(大原望氏御教示)。また、JIS 漢字制定後の刊行であるが、『中華字海』にも、「𣎵(ハはソ) 同 □(木+卷旧)」とある。これらは、 $a\alpha \neq \alpha b$ 型である。

「ハ」の部分に「ソ」に作る「拡張新字体」のような手書き字形は、観智院本『類聚名義抄』仏下本84、天文本『字鏡鈔』2-244、白川本『字鏡集』5-191、寛元本『字鏡集』2-209と字書にも見られるが、それらの中では「□(勝旧力は木)」と解釈されている(笹原(1993))。これらも $a\alpha \neq \alpha b$ 型に入る。

【衤】(JIS 漢字発生経緯)『対応』:『国土』3

示偏の「衤」には頻度数が欠けているが、『原本国土』には「□(衣+爾)」でも存在せず、また「衤」「稱」と同じ関係とも思われなところから、「衤」は「衤」を転記する際に派生した字体であると推測される。単なる書写者の書き誤りでなければ、原本における「衤」の「尔」の右上の「ノ」が左下に長く伸びているために、書写者が示偏を衣偏(衤)と誤認したものであろう。

〈暗合〉示偏と衣偏との交替は過去にもさまざまな字に起こっていたが、それを反映して、元暦校本『萬葉集』(勉誠社影印)巻17-1439に「平群氏女郎贈越中守大伴宿衤家持十二首」のように「衤」の異体字として「衤」が用いられている(北川博邦『日本名跡大字典』(1981)865も引く)。 $a\alpha = \alpha a$ 型である。

| 『原本国土』 | 『対応国土』 | 1978JIS |
|--------|--------|---------|
| 衤 | 衤 | 衤 |
| | 衤 | 衤 |

この字は、『国土』出自とされながら、『原本国土』(1972.11現在号)になかったが、後の除去分(1993.05 1816)に「鳥取県鳥取市衤宜谷(ねぎだに)」が出現した。これは、1972年11月現在号では「衤」であったが(『日本分県地図地名総覧』1も同)、追加された号でJIS 漢字の影響をこうむったものか、「衤」と誤植されたものである。1993年9月の加除により再び「衤」に戻った。

同様に、「衤」の誤用と思われる「衤」は、「全国町・字ファイル」にも、山口県の「衤宜(ねぎ)」と、福島県の「西久衤甲(にしくねこう)」とがある。『原本国土』では、前者が存したが(1975.07 2001ノ7)、「山口県山口市秋穂二島通衤宜(ねぎ)」のように「衤」となっている(『日本分県地図地名総覧』1では「衤」と誤植)。

後者は、町役場に対する照会によると、現地では「衤」のように書かれた資料があるほか、字体を誤ったのであろう「□(衤+ム×小)」や「衤」となっているものや、「根」のように表記されたもの、それが崩れた「□(木+日×又)」と記された資料はあるが、「衤」は見つからない。なお、「西久衤乙」や「東久衤甲」は存在しないという¹⁵。

また、『日本地名大辞典』茨城県に「衤宜内(ねぎうち)」があるが、役場による確認ができず、同栃木県(1984)に「衤廻り」があるが、役所によれば存在しないという。これらは、いずれも『原本国土』にも『日本分県地図地名総覧』にも掲載されておらず、JIS漢字の影響で生じた誤植とみられる。新聞にも、山口県の「美衤」(『読売新聞』1987.4.28)、静岡県県の「貴布衤」(同1992.3.27)などの誤植例がある。

姓や人名では、『日本姓氏大辞典』に「久衤田(くねた)、『読売新聞』(1992.1.16)に「衤津」、同(1995.1.24)「比衤」、同(1987.2.24)「た衤(たね)(人名)、同夕刊(1989.9.12)「衤□(衤+爾)」

(ねね) (人名・店名) などが載っている。そのほかには、芳賀勝助『近世古文書辞典 米沢領』(1988)に「衿宜」(ねぎ)、『鸚鵡籠中記』(岩波文庫 1995) 339に「衿巻」(ねまき) (「名古屋叢書続編」(1966) 2-434では「衿巻」に作る) などの用例もある。しかし、これらの印刷物の中には、「衿」を入力する際に、漢字表や画面に現れた「衿」を見て、誤って選んでしまったという、JIS漢字の影響による誤植もあろう。

〈衝突〉「珍」を「玼」に作る異体字と並行して、「衿」の異体字としても用いられた。古字書の天治本『新撰字鏡』(臨川書店影印) 4-9ウに「衿衿 二同上刃反同也禪也服也口也表衣」、観智院本『類聚名義抄』法中152に「衿 ヒトへ」、世尊寺本『字鏡』(貴重図書影本刊行会影印) 2-6オに「衿 チキミ チシミ コロモ ミトリ ヒトへ ミ トリノコロモ 止刃反 衿作 緑也 禪也 服」とある。 $a\alpha \neq \alpha b$ 型である。

「稱」の異文としても、「称」とともに『新撰萬葉集』に現れるという(浅見徹・木下正俊『新撰萬葉集 索引篇Ⅱ』(1989)「校異を出さなかつた字體の表」238)。

ほかにもたとえば、旧三井文庫蔵写本『耳囊』(岩波文庫 1991) 上272の「これを衿として」という例がある(芦田芳孝氏御教示)。これは、校注に「初」とあり、また、他本(早稲田大学図書館蔵写本3種、岩波文庫『耳袋』(1939)上177、東洋文庫同(1972)1-149)で「初」ないし「始」に作るころから、前者の衣偏と後者の旁の「台」とを誤って記した崩し字をさらに誤って楷書体化したものと推測される。「稱」の例と同様に、他の字からの類推や混淆を経て変化した字体であり、ともに $a\alpha \neq \alpha b$ 型である。

5. おわりに

以上の通り、JIS漢字の制定作業においては、転記の際に字体変化が発生しており、そのうち少なくとも10字がJIS漢字として採用されていた。本稿で調査対象としたその10字については、すべてに、直接・間接の伝承関係を有しない用例が発見できた。つまり、現代において転記により生じたという独自の来源を有する、その当時の辞書になく一般的でない字体において、字体の一致、すなわち暗合や衝突が高い割合で起こっていることが確認された。

こうしたことから、辞典にない字も、実際には様々な資料に数多く存在していること、つまり従来の漢和辞典がその多くの用例を対象外にしていたことが指摘される。中国や韓国には、自らの国で使われてきた漢字の用例を網羅しようとする漢字辞典が編纂されており、史的な動態の把握に役立つものも編まれているが(『漢語大字典』『中華字海』『韓国漢字語辞典』)、日本の漢和辞典というものは、漢字の広範な事象のうちの一部の事象を取り上げたもののようで、そうした記述的な側面の強い漢字辞典は見られない。

本稿で扱った10字に対して字体が一致する用例の内訳は、暗合では、 $a\alpha = \alpha a$ 型の、同一の字からそれぞれ個別に変化・派生して同一の字体をとるケースが「榎」「閨」「峯」「搦」「榜」「衿」の6字にあった。また、衝突では、音義が異なる別個の字が個別に転訛して同一の字体をとる $a\alpha \neq \alpha b$ 型が「埜」「鼻」「橈」「榎」「峯」「搦」「榜」「衿」の8字にあった。「搦」「榎」には一方が創作的な行為による字体発生である $a\alpha = \alpha 0$ 型を想定させる用例も存する。さらに、暗合と衝突が

ともに発生した例もそのうちの「婁」「捫」「榜」「衿」の4字にあったほか、それらの暗合用例・衝突用例の中でも、「梱」「鼻」「楯」「衿」などには、互いに関係の見いだしがたい個別的な発生とみられる複数の用例が存した。

暗合は、字体の認知・実現に際して他の字からの類推が加わることなどにより、字体変化に一定の傾向が認められることの証左となり、人々の間で共通する「拡張新字体」や誤字体が繰り返して発生したり、異体字として定着する一因を説明することができよう。また、衝突の多さからは、字体の種類は有限であり、ここにも類推という行為が介在することがあり、まったく新たな字体の発生や創作は難しく、過去から存する字体との合致は容易には免れがたいものであることが知られる。その中には、衝突現象でありながら、共時的にその結果だけを見て、単なる多義字や国訓であると見なされたものもあったようである。

上述のように、書写時や筆録時の行為が無意識の転訛ないし意識的な創作であったとしても、それとは無関係に、より古い用例が存在することは珍しいことではなかった。それらを通時的にとらえようとする、それらの間にあたかも伝承関係があったかのように誤解してしまう危険性があるといえる。本稿では、 $0\alpha = \alpha 0$ 型と $0\alpha \neq \alpha 0$ 型のような造字のケースについて直接は扱わなかったが、初めに示した「鯨」などの例から同様の傾向があると考えられ、さらに考察を進めていきたい。同字暗合や別字衝突という現象は、いわゆる多義字の原因や、国字と国訓との区別、異体字と誤字体との差異など、文字史における諸問題を考察する上でも念頭におくべきことである。こうした現象があるため、漢字の歴史を正確に把握するには、一字ごとの「字誌」(笹原(1990)、(1991))を蓄積していくことも必要であろう。

注

- 1 山田孝雄ら『今昔物語集』(『岩波日本古典文学大系』1960)。この人物を、内田道夫『校本冥報記』(1955)12や唐写本『冥報記』(『高山寺古典籍纂集』1988)23は「詮」と作るが、前田家本は「銓」、知恩院本は「□(金+享)」に作っており、転記の際の誤写とみられる。
- 2 笹原(1996)では原典による文字同定の結果を示した。なお、地名使用漢字の原典というばあいには、いくつかのレベルが考えられる。他の検討したJIS漢字については、笹原(1997)に記した。
- 3 字を作る習慣のあった書写者の記した文献にも、同様のケースが見られる。たとえば、安藤昌益は「うづ」を「□(シ+回)」と書き、朝日文左衛門は「やはら」を「□(イ+和)」と書いているが、ともに『字彙』などにも同義で掲載されている。
- 4 『対応国土』(『対応分析結果』所引『国土行政区画総覧』)では、頻度は1となっている。「菘」「枳」なども同様に地名において多義字である。むろん、そうしたものが多数あっても、JIS漢字は字体を示すものであり、採用意図とは別であっても、用法や使用範囲を限定することはなく、それぞれに使用しうる。JIS漢字が採用した字とは、字体だけが偶然に一致する用例であっても、字体を中心としてみたならば典拠となるという考え方もある。
- 5 「幽霊漢字」という語が小駒勝美氏により使われていたが、筆者は「幽霊文字」を用いた。幽霊文字への言及は、笹原(1996)に掲げたほか、川井敏弘(1980)「IBM漢字システム文字セットの背景」(『IBM REVIEW』78)、神田百合枝(1987)「中国語文献データベース化における漢字処理について」(『学術情報センター紀要』1)、斎藤秀紀(1988)「漢字情報データベース」(『国立国語研究所

報告』94)、池田証寿(1995)「JISの漢字と内陸文化」(『信州大学人文学部 特定研究最終報告書』)、池田証寿(1996)「古辞書研究とJIS漢字」(『1996年度「人文科学とコンピュータ」シンポジウム 資料集』)、當山日出夫(1995)「JIS漢字と辞書」(語彙・辞書研究会での発表, 1995.11)や、「fj.kanji」での議論(1994 池田証寿氏資料)に見られる。「幽霊語」は、酒井憲二(1995)『甲陽軍鑑大成』4にも例が挙げられている。

- 6 池田証寿氏(JCS委員)資料。
- 7 太田昌孝氏(JCS委員)資料。
- 8 豊島正之氏(JCS委員)資料。
- 9 手書き作業の際に独自に4画化したという可能性も考えられる。また、『対応』ではこの字のように『新字源』にない字にも音訓が付けられているものがあり、『大字典』か『大漢和辞典』あたりをも用いて同定したことがうかがえる。この4画の字体は、『字彙補』から写した際の『康熙字典』初版の誤り(幽霊文字)であり、それを『大漢和辞典』が引いたものようである。この字の同定に際して『対応』の音訓から、『大字典』でなければ『大漢和辞典』を用いたとも思われる1978 JISも、その字体を継承した、という可能性が残る。「堦」の「正」を4画に作る字体と5画に作る字体とは類似しているが、音義や来源に差もあるため同形異字か類形異字の扱いをするか、包摂させる必要が生じる。ただし、今回の改正作業では古字書の類は、同形異字の音訓の場合などで、現在一般的でないものについては、あえて使用しないという方針もあった。暗合同定以外でも同様であり、これもその類であるとも思われる。なお、1978 JISにはほかにも配列上の違例が見られる部分がある(「檣」など)。この地名の字体は、崩し字を見て、それに似た楷書体を字典に求めたものである可能性もある。
- 10 『国土』には、ほかに類似字体として、「旱」1(『対応』の頻度数)、「毘」44、「毘」14、「菲」16、「晁」「昌」「昇」「泉」「皇」「星」「非」(いずれも頻度欠)などがあつた。なお、『対応国土』に「罪」頻度欠があり、「全国町・字ファイル」に「扉」が3例あるが、ともに『原本国土』にはない。「晁」も『国土』に現れない。NTT固有名詞データにも「あき(ら)」「晁、晁などの誤字体か」「てい」(鼎の異体字か)と読む人名を初めとして6例存在する。
- 11 豊島正之氏(JCS委員)資料。安岡孝一氏(JCS委員)資料。
- 12 豊島正之氏(JCS委員)資料
- 13 池田証寿氏(JCS委員)資料。
- 14 公開レビュー用原案では、誤って「翹」は「翹」の異体字とされたが、元に戻された。「翹」(頻度26。『原本国土』1975.10 0511/29「埼玉県北葛飾郡杉戸町並塚通称藤翹前新田(ふじがらみまえしんでん)」など)の誤写という可能性も考えられよう。
- 15 大字より細かい地名は、「全国町・字ファイル」にもJIS漢字の影響と見られる瑕瑾があるようだが、地元でも字体や表記の固定していないものや疑わしいものがある。『原本国土』所収地名にも、複数の字体や表記の中の1つの例にすぎないものがある。

参考文献

- 石綿 敏雄・伊藤 英俊・松岡 榮志・古瀬 幸広(1993)「漢字コードの国際標準化」『しにか』1993年2月号, 大修館書店
- 乾 善彦(1990)「同形異字小考」『国語文字史の研究』1巻(前田富祺編), 和泉書院
- 梅棹 忠夫(1990)「ワープロにつながった印刷機」『図書』1990年3月号, 岩波書店
- 荻野 綱男 ほか(1987)『ワープロ考現学』, 日本ソフトバンク

- 河野 六郎 (1994) 『文字論』, 三省堂
- 笹原 宏之 (1990) 「国字と位相」『国語学』163集
- (1991) 「「地域訓」の一考察」『国語学 研究と資料』15号
- (1993) 「JIS 漢字と位相」『日本語学』1993年7月号
- (1996) 「「JIS X 0208」における音義未詳字に対する原典による同定」『国語学 研究と資料』20号
- (1997) 「JIS X 0208における疑問字の発生経緯とその用例」『日本近代語研究』3巻
- 芝野 耕司 (1994) 「国際符号化文字集合 (ISO/IEC 10646-1) の JIS 化と今後の拡張」『国語学』178集
- 田嶋 一夫 (1993) 「国際標準化のための活動と経緯」『しにか』1993年2月号, 大修館書店
- 豊島 正之 (1993) 「電子化テキストの国際的共有」『国語学会秋季大会要旨』
- 日本電子工業振興協会 (1993) 「未来の文字コード体系に私達は不安をもっています」
- 野村 雅昭 (1984) 「JIS C6226情報交換用漢字符号系の改正」『標準化ジャーナル』1984年3月号
- 林 大・林 四郎・松岡 榮志 (1993) 「いま, 常用漢字を見直す」『三省堂ぶっくれっと』1993年7月号
- 広岡 義隆 (1977) 「字形の衝突」『園田女子大論文集』11号
- 松田 正義・日高 貢一郎 (1996) 『大分方言30年の変容』, 明治書院
- 三矢 重松 (1932) 『國語の新研究』, 中文館書店
- 宮沢 彰 (1994) 「国際標準文字符号 UCS と漢字」『日本語論』1994年10月号
- 森 健一・八木橋 利昭 (1989) 『日本語ワープロの誕生』, 丸善

付 記

筆者は、JCS 調査研究委員会において、主に『原本国土』などを用いた第2次同定（原典同定）のほか、第3次同定つまり未同定字と同一の字体を有する字について、JIS 漢字選定資料とは別種の資料から採し出し、参考までに暗合（元来筆者が用いていた語であるが、当時は衝突を含めていた）と注記したうえで、その音訓・用法等の例を示すという暗合同定を担当した。「JIS X 0208」（1997）付属書7「区点位置詳説」のうちの「柿」「檮」「閏（中は王）」「鷗」などを除く70余字は、筆者が国字・異体字研究の一環として10年以上前から採集してきた暗合・衝突・原典用例を基に作成した原稿を、委員会に提出して加除を経たものである。委員会において追加された用例については、本稿で追加者の名を明記した。原稿にご意見をいただいた林大氏、文章化を懇請して下さった JCS 委員会、用例をご教示下さった方々に御礼を申し上げる。

（原稿受理日：1996年12月9日）

笹原 宏之（ささはら ひろゆき）

国立国語研究所言語体系研究部 115 東京都北区西が丘3-9-14
sasa@kokken.go.jp

Coincidence and clash of *jitai*

SASAHARA Hiroyuki
The National Language Research Institute

Key words

erroneous *jitai*, *itaiji*, polysemous kanji, *kokkun*, *kokuji*

When some extant *jitai* (character forms) of *kanji* are transformed or mis-reproduced, or when some new *kanji* are created, it sometimes happens that identical *jitai* already existed in the past. It is necessary to examine the actual conditions in which this occurs, since this phenomenon concerns the distinction between *kokuji* (*kanji* created in Japan) and *kokkun* (use of *kanji* to express Japanese words unrelated to the original meaning), which has traditionally been discussed in the field of *kanji* studies, and the differences between *itaiji* and erroneous *jitai*, as well as the issues of polysemous *kanji*.

This article discusses ten *kanji* found in the JIS X0208 standard which turned up in the course of my research: 壘妄翔鼻榎榜橇楯柵闕. These serve as examples of *kanji* whose *jitai* were transformed when they were transcribed for coding as part of the JIS character set. My research identifies some cases in which the respective *jitai* of these *kanji*, which did not appear in any prevailing *kanwa-jiten* at that time, happen to appear in several preceding documents having no direct or indirect relation to the original sources on which the JIS X0208 standard was based. The purpose of this study is to show how often a coincidence of *jitai* emerges.

Furthermore, this research examines some causes of the emergence of coincidence by classifying the examples into two types: (1) coincidence: *jitai* representing the same *kanji* have been independently transformed and happen to result in identical *jitai*; (2) clash: two distinct *kanji* with different meanings eventually develop into the same *jitai*. As a result, identical *jitai* are found for all of the ten *kanji* in this study. It becomes clear that, whereas six coincidences and eight clashes emerge out of the ten cases studied here, four *jitai* appear to be involved in both phenomena. As coincidence is a phenomenon which repeatedly emerges by analogy in the course of recognition and reproduction of the respective *jitai*, it shows a particular pattern that occurs in their creation and transformation. That is one of the reasons why people commonly use erroneous *jitai*, and why some *itaiji* are established. On the other hand, clashes of *jitai* can be proved to be inevitable in most cases when *kanji* are created or mistranscribed. In consequence, the varieties of *jitai* are revealed to be restricted to some extent.